

電気用品安全法に関する質問について

令和 7年 2月14日改訂
平成19年 8月31日 製品安全課

項 目	技術基準省令解釈別表第十二における「シュレッダー」の分離用スイッチの解釈について
1 内容	「J60950 付属書JAシュレッダー（規定） JA.3 分離用スイッチ」に適用する分離用スイッチについて教えてください。
2 回答	当該基準の目的は、シュレッダーを使用中、文書投入口に誤って髪や衣服が巻き込まれた際、機器を容易に停止させることができるスイッチを設けることです。 当該分離用スイッチは、ON：OFFの状態を記号により分かり易くかつ見やすい位置に表示するとともに、操作が容易にできる位置に設けることを要求するものです。